平成３０年（フ）第１８３号
兵庫県三田市小野813番地７
債務者　西　　智博
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０３号
神戸市灘区山田町２丁目１番24号　シャトー六甲303
債務者　武部　桂介
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６０号
兵庫県宝塚市末成町17番18号中水ハイツ202号、従前の住所兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目28番14号
債務者　北村　茂信
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
兵庫県宝塚市末成町17番18号中水ハイツ202号、従前の住所兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目28番14号
債務者　北村喜代子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
鳥取県鳥取市西今在家85番地８、旧住所鳥取県鳥取市富安１丁目143番地　グレースベル202号・鳥取県鳥取市徳尾89番地　市住Ｒ14―９号
債務者　多田　直美（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
鳥取県鳥取市古海1039番地　県住４―203号、旧住所鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目22番９号メゾン・リアル101号
債務者　安田佳小里
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２０号
岡山県玉野市八浜町波知2160番地87
債務者　岡本　　命
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５２号
愛媛県松山市拓川町１番25号　コーポラル高野Ⅰ　105号
債務者　中川　恵美
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４号
福岡県田川郡川崎町大字川崎131番地　大峰団地130―４号
債務者　河原めぐみ
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第１５号
福岡県田川市大字夏吉151番地２　グループホーム第２あゆみハイツ
債務者　梅林　正男
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第１６号
福岡県田川市栄町12番６号
債務者　是石　晶子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第４０号
宮崎県都城市高城町石山43番地９、住民票上の住所宮崎県都城市太郎坊町1821番地１
債務者　濵砂美穂子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第３２号
鹿児島県霧島市隼人町住吉304番地２　サンシティ隼人Ｂ棟203
債務者　後迫　秀一
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1092番地
債務者　原島　　円
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
福島県須賀川市堤字札木沢280番地
債務者　和泉美智子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
金沢市白菊町14番25号　セジュール華101
債務者　小中防水こと　小中　信彦
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
金沢地方裁判所民事部